

平成31年度 西条市一般廃棄物処理実施計画

1 計画の目的

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づき、一般廃棄物（以下「廃棄物」という。）の排出量の抑制、リサイクルの推進及び廃棄物の適正処理、循環型社会の構築をめざすために、平成31年度における必要な施策等を定めるものである。

2 廃棄物処理の基本事項

(1) 処理計画区域 市内全域

(2) 実施計画期間 平成31年4月1日 ～ 平成32年3月31日

(3) 処理対象

① 家庭から発生した廃棄物（以下「家庭系廃棄物」という。）

区 分	品 目	
もえるごみ	生ごみ、貝がら、卵のから、紙くず、トレー、ラップ、靴、長靴、皮革製品類、紙おむつ（汚物は除く）、布（厚手のものを除く）、衣類、ビニール類、保冷剤、使い捨てカイロ、少量の発泡スチロール（小さく砕いて他のもえるごみと混ぜられる程度）、カップめん容器、使い捨てライター（ガスは抜く）、ビデオ・カセットテープ、軟質プラスチック製品、落ち葉、木くず等	
もえないごみ	小型家電製品（ラジオ、トースター、炊飯器等）、台所用品（ナベ、包丁、ヤカン等）、電球、鏡、ガラス類、空き缶、硬質プラスチック製品、電気コード、レコード、CD、DVD等	
粗大ごみ	家電製品（家電リサイクル法対象製品は除く）、家具類、自転車、三輪車、遊具の一輪車、スポーツ用品（ゴルフクラブ、健康器具等）、 布団、座布団、マットレス、毛布、波板（トタン、エスロン）、物干し竿、よしず、すだれ、ござ、ホースリール、コンロ、レンジ、ストーブ、厚手の衣類、シーツ等、カーペット、ポリタンク等	
乾電池	乾電池	
資源 ごみ	古紙	新聞、雑誌、ダンボール、雑紙（菓子箱、包装紙、ノート等）
	ガラスびん	飲料・食料用のびん（汚れているものは、もえないごみ）
	ペットボトル	PET表示のあるもの（汚れているものは、もえるごみ）
スプレー缶、カセット式ガスボンベ	卓上用カセット式ガスボンベ、殺虫剤、ヘアケア用、防水・撥水用、錆止め用等	
水銀使用製品	蛍光管、体温計等	
直接埋立ごみ	衛生陶器、瀬戸物類、火鉢、植木鉢、瓦、ブロック、レンガ、コンクリートくず等	
し尿及び浄化槽汚泥		

② 家庭系廃棄物以外の廃棄物

ア 一斉清掃等の奉仕活動により発生したもの（汚泥、草、木、びん、缶、紙くず等）

イ 事業活動に伴って生じた廃棄物（以下「事業系廃棄物」という。）のうち道前クリーンセンターで処理できるもの

ウ 不法投棄等による廃棄物のうち市の施設で受入可能なもの

(4) 処理対象外

区 分	品 目	処理方法
ビニール、 ゴム製品	農業用・事業用ビニールシート、畦シート、 事業用のテント、タイヤ等	販売店や専門業者に処理を依頼 する。
爆発物、 危険物	消火器、ガスボンベ(カセット式以外)、農薬、 塗料、廃油、毒物、劇薬等	販売店や専門業者に処理を依頼 する。
パソコンリ サイクル法 対象機器	パソコン	販売店、製造メーカーのリサイ クル窓口又はパソコン 3R 推進 協会へ処理を依頼する。
家電リサイ クル法対象 品目	洗濯機、乾燥機、冷蔵庫、冷凍庫、冷温庫、 保冷庫、エアコン、テレビ	販売店又は廃棄物収集運搬の許 可を受けた業者に引取りを依頼 するか、郵便局で家電リサイク ル券を購入し、指定引取場所に 持ち込む。
その他	ピアノ、農機具、車の部品(バッテリー、シ ート等)、バイク、FRP 製品(風呂釜等)、 天日温水器、液体(中身の入っているびん 等)、直径 5cm 又は長さ 2m を超える木(厚 さ 3cm を超える板)、漁網、薬品、耐火金庫、 医療系廃棄物、産業廃棄物、特別管理一般廃 棄物(PCB 使用部品、感染性一般廃棄物等) その他、市の処理施設の機能に支障を生じさ せるもの	販売店又は専門業者に処理を依 頼する。

3 廃棄物の処理計画量

(1) 道前クリーンセンターで処理するもの

(単位：t)

区 分	計画処理量	委託 ※1	許可 ※2	直接搬入※3
もえるごみ	31,958	19,627	11,007	1,324
もえないごみ	2,195	1,509	449	237
内 スプレー缶	24	24	0	0
粗大ごみ	1,835	787	0	1,048
廃乾電池	29	29	0	0
資源ごみ ※4	1,748	1,638	0	110
内 新聞	625	607	0	18
内 雑誌	459	401	0	58
内 ダンボール	298	264	0	34
内 びん類	281	281	0	0
内 ペットボトル	85	85	0	0
計	37,765	23,590	11,456	2,719

※1「委託」：市が廃棄物の収集運搬を委託した業者(以下「受託業者」という。)が、ごみステーションで回収し、搬入した家庭系廃棄物及び少量排出事業所から出た事業系廃棄物

※2「許可」：市が一般廃棄物収集運搬の許可を与えた業者(以下「許可業者」という。)が搬入した家庭系廃棄物及び事業系廃棄物

※3「直接搬入」：排出者が自ら搬入した家庭系廃棄物及び事業系廃棄物

※4「資源ごみ」：集団回収量を含まない。

(2) 最終処分場で処理するもの (単位：t)

区 分	計画処理量
埋立ごみ	3,645
計	3,645

(3) ひうちクリーンセンターで処理するもの (単位：k L)

区 分	計画処理量
し尿	6,912
浄化槽汚泥	21,401
計	28,313

4 廃棄物の排出及び収集運搬に関する計画

(1) 家庭系廃棄物

ごみの排出にあたっては、西条市廃棄物の処理及び環境美化に関する条例第4条の規定により、廃棄物の種類ごとに適正に分別し、指定された日の午前8時までに、自治会等が市に届け出て承認を受け、設置したごみステーションへ搬出するものとする（ごみステーションの使用については管理者の許可を受けること。）。

なお、委託収集するごみは、排出者又は許可業者により直接搬入することもできる（許可業者は別表1のとおり）。

① 市（受託業者）が収集する廃棄物

分別種類	排出方法	収集頻度	収集運搬
もえるごみ	指定袋（白色半透明）に入れて、口をしっかりと縛り搬出する。	週2回 （黒谷地区・桜樹地区の一部については週1回）	受託業者による収集運搬又は排出者による直接搬入
もえないごみ	指定袋（透明）に入れて、口をしっかりと縛り搬出する。	週1回 （西条地区の山間部は月2回、桜樹地区の一部については月1回）	
粗大ごみ	粗大ごみ処理券を貼付して搬出する。	月1回 （東予地区は月2回）	
乾電池	指定袋の外袋に入れて搬出する。	月1回 （東予地区は週1回）	
古紙 新聞 ダンボール 雑誌類	新聞（広告を含む）・ダンボール・雑誌別々に紐で縛る。なお、雑誌類に書物及び雑がみ等を含む。	月1回 （西条地区の山間部は粗大ごみと同時収集）	
びん類 無色びん 茶色びん その他びん	ふたを取り除き、中をすすぎ、受託業者が前日に配置する専用キャリアに入れる。	月1回	
ペットボトル	ふたを取り除き、中をすすぎ、つぶして、受託業者が前日に配置する専用ネットに入れる。		
スプレー缶等	使い切り、穴をあけて、受託業者が前日に配置する専用キャリアに入れる。		

※高齢者世帯の粗大ごみは、別途年1回戸別収集を実施する。

※バッテリー・タイヤは、別途年1回特別粗大ごみとして、市庁舎及び各支所で拠点収集する。

※直径3cm以下、長さ1m以下の葉・小枝を取り除いた剪定木は、30cm程度の束で1回に2束までは、もえるごみとして収集する（指定袋不要）。

② 市（受託業者）が収集しない廃棄物

区 分	収集運搬及び搬入方法等
指定袋・粗大ごみ処理券を使用していない廃棄物	排出者又はごみステーション管理者が、改めてごみステーションに搬出するか、道前クリーンセンター又は最終処分場へ搬入する（受入可能なもののみ）。ただし、不法投棄された廃棄物は、原則としてごみステーション管理者が対応する。
大掃除・引越し等による一時多量廃棄物	排出者又は排出者から依頼を受けた許可業者が収集運搬し、道前クリーンセンター又は最終処分場へ搬入する（受入可能なもののみ）。
埋め立てごみ	排出者が直接又は排出者から依頼を受けた許可業者が収集運搬し、最終処分場へ搬入する（受入可能なもののみ）。

(2) その他の廃棄物

区 分	搬入方法等
一斉清掃等の奉仕活動に伴って生じた廃棄物	原則として、自治会等が最終処分場又は道前クリーンセンター等へ搬入する。
道前クリーンセンターで受入可能な事業系廃棄物	排出事業者が直接又は排出事業者から依頼を受けた許可業者が収集運搬し、道前クリーンセンターへ搬入する。 ただし、少量の場合は、指定袋を使用し、ごみステーション管理者の許可を得て、家庭系廃棄物と同様に持ち出すことも可能とする。 市の公共施設の事業系一般廃棄物は、委託を受けた業者が収集運搬し、道前クリーンセンターへ搬入する。
市の施設で受入可能な不法投棄等による廃棄物	原則として、土地の所有者・管理者が自らの責任において廃棄物を処分する。 なお、西条市道前クリーンセンター設置及び管理条例第6条の規定により手数料を免除することができる。
災害廃棄物	土地の所有者・管理者が自らの責任において廃棄物を処分する。 なお、西条市道前クリーンセンター設置及び管理条例第6条の規定により手数料を免除することができる（罹災証明が必要）。
し尿及び浄化槽汚泥	排出者が許可業者に収集運搬を直接依頼し、ひうちクリーンセンターへ搬入する（業者の収集区域は別表2のとおり）。

5 廃棄物の処理に関する計画

(1) 家庭系廃棄物

種 類	処 理 方 法 等	処理主体
<ul style="list-style-type: none"> ・もえるごみ ・もえないごみ ・粗大ごみ ・資源ごみ ・家庭の大掃除・引越し等により生じた一時多量ごみ 	道前クリーンセンターに搬入し、中間処理（焼却・破碎・選別等）をした後、不燃残渣と乾電池・ガラスびん・古紙・ペットボトル等の資源ごみ及び金属くずは、ストックヤードで一時保管し、最終処分業者又は資源化業者に引き渡す。	西条市 民間業者
埋立ごみ	各最終処分場で埋め立てる。	西条市

し尿及び浄化槽汚泥	ひうちクリーンセンターにおいて除渣等の中間処理を行い、発生するし渣を民間の処理施設で処分する。	西条市
-----------	---	-----

(2) その他の廃棄物

種 類	処 理 方 法 等	処理主体
一斉清掃等の奉仕活動に伴って生じた廃棄物	家庭系廃棄物と同様の処理を行う。	西条市 民間業者
道前クリーンセンターで処理できる事業系廃棄物	家庭系廃棄物と同様の処理を行う。 ただし、剪定木等の木くずは、事業者の責任において民間の処分業者に委託し処理を行う。	西条市 民間業者
不法投棄等による廃棄物	廃棄物の種類により、適正に処理する。	西条市 民間業者

6 廃棄物処理施設の概要

(1) 焼却処理施設

施設名	西条市道前クリーンセンター
所在地	西条市小松町大頭甲 1200 番地
稼働時期	平成 3 年 10 月
搬入物	可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ等
処理能力	【焼却施設】 処理能力 200 t / 日 (100 t / 日 × 2 炉) 【粗大ごみ処理施設】 処理能力 30 t / 5h
搬入日・時間	月曜日～土曜日 (12 月 31 日～1 月 3 日は搬入不可) 午前 8 時 30 分～正午、午後 1 時～午後 4 時 30 分
申請場所	道前クリーンセンター・市役所衛生課・各総合支所市民福祉課

(2) 最終処分施設

施設名	西条市船屋一般廃棄物最終処分場
所在地	西条市船屋乙 16 番地
稼働時期	昭和 47 年
埋立終了予定時期	平成 29 年 3 月
搬入物	火鉢、植木鉢、瓦、ブロック、レンガ、コンクリートくず等
残容量/容量	40 / 20,545 m ³ (平成 30 年 3 月 31 日現在)
搬入日・時間	火曜日、木曜日、日曜日 (8 月 15・16 日、12 月 31 日～1 月 3 日は搬入不可) 午前 9 時～正午、午後 1 時～午後 4 時 30 分
申請場所	市役所衛生課・各総合支所市民福祉課

施設名	西条市東予一般廃棄物最終処分場
所在地	西条市河之内甲 32 番地 1
稼働時期	平成 6 年 4 月
埋立終了予定時期	平成 31 年 3 月
搬入物	火鉢、植木鉢、瓦、ブロック、レンガ、コンクリートくず等
残容量/容量	10,174/70,000 m ³ (平成 30 年 3 月 31 日現在)
搬入日・時間	火曜日、木曜日、日曜日 (8 月 15・16 日、12 月 31 日～1 月 3 日は搬入不可) 午前 9 時～正午、午後 1 時～午後 4 時 30 分
申請場所	市役所衛生課・各総合支所市民福祉課

施設名	西条市丹原一般廃棄物最終処分場
所在地	西条市丹原町鞍瀬辛 566 番地 2
稼働時期	平成 12 年 3 月
埋立終了予定時期	平成 38 年 3 月
搬入物	火鉢、植木鉢、瓦、ブロック、レンガ、コンクリートくず等
残容量/容量	11,220/16,000 m ³ (平成 30 年 3 月 31 日現在)
搬入日・時間	火曜日、木曜日、日曜日 (8 月 15・16 日、12 月 31 日～1 月 3 日は搬入不可) 午前 9 時～正午、午後 1 時～午後 4 時 30 分
申請場所	市役所衛生課・各総合支所市民福祉課

施設名	西条市東部一般廃棄物最終処分場
所在地	西条市船屋甲 1 番地 1
稼働時期	平成 24 年 5 月
埋立終了予定時期	平成 39 年 4 月
搬入物	火鉢、植木鉢、瓦、ブロック、レンガ、コンクリートくず等
残容量/容量	55,956/58,700 m ³ (平成 30 年 3 月 31 日現在)
搬入日・時間	火曜日、木曜日、日曜日 (8 月 15・16 日、12 月 31 日～1 月 3 日は搬入不可) 午前 9 時～正午、午後 1 時～午後 4 時 30 分
申請場所	市役所衛生課・各総合支所市民福祉課

(3) し尿及び浄化槽汚泥処理施設

施設名	西条市ひうちクリーンセンター
所在地	西条市氷見戊 75 番地
稼働時期	昭和 54 年 4 月
搬入物	し尿、浄化槽汚泥
処理能力	90 k L / 日
搬入日・時間	月曜日～土曜日（祝日及び 12 月 31 日～1 月 3 日は搬入不可） 午前 8 時 30 分～午後 5 時 00 分
申請場所	市役所衛生課

7 廃棄物の発生・排出抑制等に関する計画

市は、次の各項を推進することにより、廃棄物の発生及び排出を抑制し、リサイクルの推進及び廃棄物の適正処理を確保する。

(1) 指定袋等の完全有料化及び廃棄物処理手数料等の見直しを検討する。

(2) ごみの減量及び環境美化につながる取組に対する補助制度により、廃棄物の発生・排出の抑制並びに生活環境の保全及び公衆衛生の向上に努める。

① 資源リサイクル活動奨励補助金

内 容	自治会、PTA 等の非営利団体等の行う集団資源回収に補助金を交付するなど市民のリサイクルに対する関心を高め再資源化の促進を図る。
補助対象	【団体条件】 (1) 地域住民で構成する、営利を目的としない団体であること。 (2) 原則として、会員が 20 人以上であること。 (3) 継続したリサイクル活動の実施が見込まれること。 【活動条件】 (1) 広く地域住民を対象として実施すること。 (2) 事業活動に伴って生ずる資源ごみを回収の対象としないこと。 (3) 資源ごみは、市内の回収業者に回収又は買上させること。 (4) 回収後の残渣は、すべて団体の責任において処理すること。 (5) 回収に係る経費は、すべて団体が負担すること。
補助対象資源ごみ	古紙類、スチール缶、アルミ缶等
補助金額	補助対象資源ごみ 1 k g につき 4 円とする。

② 生ごみ処理容器・生ごみ処理機設置費補助

内 容	家庭から排出される生ごみの減量化、焼却の効率化及び堆肥としての資源化を図り、もって生活環境の保全と公衆衛生の向上に資するため、生ごみ処理容器及び生ごみ処理機の設置費に対し補助金を交付する。
補助対象	生ごみの減量化を目的に、生ごみ処理容器又は生ごみ処理機を購入しようとする者

補助金額	【生ごみ処理容器】 1 個につき 3,000 円を限度とし、購入価格の 2 分の 1 以内とする。 (1 家庭 2 個以内) 【生ごみ処理機】 1 個につき 20,000 円を限度とし、購入価格の 2 分の 1 以内とする。 (1 家庭 1 個)
------	--

(3) ごみの減量を目的とする取組を実施することにより再資源化・再商品化等を推進し、ごみの発生・排出の抑制に努める。

① ダンボールコンポスト講習会

内 容	家庭から排出される生ごみの減量化及び堆肥としての資源化を図るため、講習会を開催し、普及に努める。
対象者	ごみの減量化を目的に、講習会参加を希望する者
会 場	西条市役所・イベント会場等

② 使用済み油の回収

内 容	ごみの減量化や未利用資源のリサイクルを推進するため、家庭で使用済みとなった「天ぷら油（廃食用油）」を回収する。回収した油は、バイオディーゼル燃料にリサイクルされる。
回収対象	使用済み「天ぷら油」 ※植物性の天ぷら油のみの回収 (ラード・オリーブ油・パーム油・ごま油・工業用油などは回収できない。)
回収場所	西条市役所 衛生課（市庁舎新館 2 階） 東予・丹原・小松総合支所（市民福祉課） 大町・神拝・三芳・石根の各公民館

③ 資源ごみのイベント回収

産業文化フェスティバル会場において、牛乳パック、小型家電、衣類の回収を行い、3R（リデュース・リユース・リサイクル）の意識啓発に努める。

④ ごみ減量に向けた市民意識の啓発

本市のごみ処理の状況、取組等について、ホームページ等での情報提供や自治会等への説明会・出前講座の開催において、ごみ減量の必要性、食品ロスの削減、ごみ出しルール・分別の徹底の周知を行い、市民意識の向上を図る。

⑤ ごみ分別促進アプリ導入

毎年作成のカレンダー配布に替えて、各地区のごみ収集日をカレンダー形式で確認できるほか、収集日をアラームで知らせる機能や、ごみの分別方法や出し方の注意点なども検索できるスマートフォンアプリを導入、配信する。

(4) 事業所に対する適正排出の指導に努める。

(5) 廃棄物の不法投棄や資源ごみの抜き取り行為の防止に努める。

- (6) 合併処理浄化槽の設置促進及び適正管理の徹底のための補助制度により、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に努める。

① 合併処理浄化槽設置整備事業補助金

内 容	生活排水による公共用水域の水質汚濁防止を目的に、合併処理浄化槽設置を推進するため、設置費の一部を補助する。
補助対象	住宅における合併処理浄化槽を設置しようとする者 地域：公共下水道事業計画区域外 建物：住宅（居住用に供する部分が1/2以上の併用住宅を含む）
補助限度額	新築：5～10人槽 120,000円 転換：（単独浄化槽又はくみ取り便槽を合併処理浄化槽に設置替え） 5人槽 450,000円 6～7人槽 615,000円 8～10人槽 850,000円

② 合併処理浄化槽維持管理費補助金

内 容	合併処理浄化槽の適正な維持管理を推進し、公共用水域の水質保全を図ることを目的に、維持管理費の一部を補助する。
補助対象区域	下水道法第9条第2項の規定により、下水を処理すべき区域となってから3カ月を経過した区域を除く市内全域
補助対象	補助対象区域内で、1年間に補助対象浄化槽（10人槽以下の家庭に設置された登録済のもの）の維持管理（保守点検、清掃、法定検査）を実施している者
補助金額	1基1年度当たり 10,000円（1回目の交付申請年度から10年間）

8 廃棄物処理業許可取り扱い

- (1) 廃棄物（ごみ）の収集運搬については、ごみの排出量等を勘案すると既存の収集運搬業の許可業者で適正に処理できるため、新規業者は許可しない。
- (2) 廃棄物（し尿・浄化槽汚泥）の収集運搬については、し尿・浄化槽汚泥の排出量等を勘案すると既存の収集運搬業の許可業者で適正に処理できるため、新規業者は許可しない。
- (3) 廃棄物（ごみ・し尿・浄化槽汚泥）の収集運搬については、それぞれの排出量等を勘案すると既存の許可業者が保有する車両等で適正に処理できるため、市内の廃棄物収集運搬に影響のある車両（塵芥車、汲取車）の増数及び取り扱う廃棄物の種類の追加等は原則として許可しない。
- (4) 廃棄物処分業の許可については、現行の市内の処理施設において円滑かつ的確な処理が確保されていることから、新規の業者については、原則として許可を行わない。
ただし、次のいずれかに該当する場合に限り、新規の廃棄物処分業の許可を行う。
- ① 市内における事業活動等によって生じた廃棄物であって、市で処分することが困難であるものの処理を限定的に行う処分業務を行う場合で、適正に処理されることが確実である場合
 - ② 処理により、再利用され、又は再生利用されることが確実であり、公益上必要と認められる廃棄物の処分業務を行う場合で、適正に処理されることが確実である場合